

○期末手当及び勤勉手当に関する承認事項について

- 1 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に加算を受ける職員及び加算割合について特例的取扱いを受ける職員（平成13年3月30日人事委員会指令第66、67、68号、平成13年4月1日適用）
 - (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則第4条の3第2項に規定する「任用の事情等を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員」は、57歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（再任用職員を除く。）とする。
 - (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）第6項に規定する「人事委員会が特に必要と認める職員」は、57歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（再任用職員を除く。）とする。
 - (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第1の備考第3項に規定する「任用の事情等を考慮して人事委員会が特に必要と認める職員」は、57歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（再任用職員を除く。）とする。ただし、その加算割合が100分の5又は100分の10である職員に限る。
- 2 期末手当及び勤勉手当に係る加算割合の決定に当たり、学校の規模、所掌する業務の困難性等を考慮して定める基準（令和5年3月20日人事委員会指令第16号）

学校種別	校長（100分の20の加算割合）	教頭（100分の15の加算割合）
小学校	原則として24学級以上の学校の校長で、校長経験年数、該当者の勤務成績等を考慮し、校長数の3%程度。 ただし、上記にかかわらず、岡山、津山の両教育事務所管内で最低1名は対象とする。	原則として24学級以上の学校の教頭で、教頭経験年数、該当者の勤務成績等を考慮し、教頭数の3%程度。 ただし、上記にかかわらず、岡山、津山の教育事務所管内で最低1名は対象とする。
中学校 義務教育学校	原則として18学級以上の学校の校長で、校長経験年数、該当	原則として18学級以上の学校の教頭で、教頭経験年数、該当

	<p>者の勤務成績等を考慮し、校長数の4%程度。</p> <p>ただし、上記にかかわらず、岡山、津山の両教育事務所管内で最低1名は対象とする。</p>	<p>者の勤務成績等を考慮し、教頭数の4%程度。</p> <p>ただし、上記にかかわらず、岡山、津山の教育事務所管内で最低1名は対象とする。</p>
<p>高等学校 中等教育学校</p>	<p>原則として12学級以上の学校の校長で、校長経験年数、該当者の勤務成績等を考慮し、校長数の10%程度</p>	<p>原則として12学級以上の学校の教頭で、教頭経験年数、該当者の勤務成績等を考慮し、教頭数の10%程度</p>
<p>特別支援学校</p>	<p>原則として15学級以上の学校の校長で、校長経験年数、該当者の勤務成績等を考慮し、校長数の10%程度</p>	